

京都市教育委員会教育長告示第9号

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則第1条ただし書の規定に基づき、京都市青少年科学センターを次のとおり臨時に開館します。

平成16年12月7日

京都市教育委員会

教育長 門川 大作

臨時に開館する日 平成16年12月24日

(青少年科学センター市民科学事業課)